

1 学校課外中の対応

(1) 基本的な考え方

震度及び津波 (阪神南東部)	発生直後	安全確認前	安全確認後
震度 5 弱	授業を中断し、机等の下に一次避難し 校庭に二次避難させる。	生徒を学校に 止めおく。	状況により再開するか 下校させるか判断する
震度 5 強以上 6弱まで 津波警報なし	最悪の事態を想定して対応		校舎、校庭、通学路の 安全確認後、下校させる
震度 6 強以上 及び 津波警報あり	授業を中断し、一次避難後、 ・1年生 本館 3 階各教室 ・2年生 本館 3 階廊下 ・3年生 本館 3 階図書室・視聴覚室		校舎、校庭、通学路の 安全を確認し、警報解 除後に下校させる

事前に「防災（災害）対策に関する調査」を実施し、安全確認後であっても保護者が帰宅
困難で本校に残留させたい回答した生徒は学校に残す。

放課後の場合、学校に残っている生徒について対応する。

正確な情報収集に努め、より安全な避難に心掛ける。

状況により、命の大切さを考え臨機応変に対応する。

(2) 一次避難

生徒の行動	・生徒の安全確保と校内連携、関係機関等への連絡
	記録の保存と報道対応 (落下物やガラスに注意) ・職員室にいる教頭又は教職員が校内放送で指示を行う。

(3) 二次避難

生徒の行動	教師の動き
主要動が終わって1分後行動開始 「お」押さない 「は」走らない 「し」喋らない 「も」戻らない 指定の場所で待機する	・校庭に避難させる ・人員の確認、けがの有無確認、報告 ・状況に応じて待機場所を変える

校庭では安全に留意しながら速やかに移動

学級毎に校庭の指定場所に集合・整列し、学級担任（学年職員）が点呼
担任 学年主任 校長（教頭）へ報告、＜警備係は最終確認＞

本部長（校長）の指示があるまで、二次避難場所に待機

(4) 安全が確認できない場合

生徒を学校に止めおく。。安全が確保されている体育館や教室等で待機させる。

HPや電話などで避難状況を発信する。